

一部負担金等免除・還付の手続きについて

申請書に添付書類を添えて人事課経由で勝又健康保険組合提出してください。
申請書は、当健康保険組合のホームページからダウンロードできます。

◆これから医療機関等を受診する場合

1. 一部負担金等の免除

「健康保険 災害救助法適用による一部負担金等免除申請書」

〈添付書類〉

①住家が全半壊、全半焼、床上浸水した場合

→罹災証明書の写し

②被保険者が重篤な傷病を負った場合

→罹災により1ヵ月以上の治療を要すると認められる旨を記載した医師の診断書の写し

③被保険者の行方が不明である場合

→警察などに行方不明者に関する届出をしていることが確認できるものの写し

◆すでに一部負担金を支払った場合（免除証明書の交付要件に該当する方）

2. 一部負担金等の還付請求

「健康保険 災害救助法適用による一部負担金等還付申請書」

〈添付書類〉

(1) 保険医療機関等が発行した領収書（原本）

(2) 免除証明書の写し※

※免除証明書の交付を受けられていない方は一部負担金免除申請書と併せて

次の①～③のいずれかの書類を添付してください。

①住家が全半壊、全半焼、床上浸水した場合

→罹災証明書の写し

②被保険者が重篤な傷病を負った場合

→罹災により1ヵ月以上の治療を要すると認められる旨を記載した医師の診断書の写し

③被保険者の行方が不明である場合

→警察などに行方不明者に関する届出をしていることが確認できるものの写し

(注) 還付申請をされる場合は、時効（一部負担金等の支払いをした日の翌日から起算して
2年間）がありますので、ご注意ください。

【お問合せ先】
勝又健康保険組合
043-227-2125